

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども・子育て支援新制度認定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、子ども・子育て支援新制度認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務	
②事務の概要	就学前児童の保育の給付等に係る認定の申請を受け、保育の必要量を認定するとともに認定決定通知等の交付を行う。また、認定期間中、定期的に認定こどもの保護者の就労状況等の確認を行う等、認定管理を行う。 その他、特定教育・保育事業施設の利用調整、保育料の算定、施設事業者の管理及び給付費の支払い管理業務等を行う。 番号法第19条第8号に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	
③システムの名称	子ども・子育て支援新制度システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
支給認定情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の127項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	教育委員会事務局 子ども未来課	
②所属長の役職名	子ども未来課長	
6. 他の評価実施機関		
教育委員会 教育総務課		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	五條市(教育委員会事務局 子ども未来課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	五條市(教育委員会事務局 子ども未来課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。(本人からのマイナンバー取得の徹底など)	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末へのログインには静脈認証が必要であり、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、情報セキュリティ研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I, 5、②所属長	児童福祉課長 青木雅俊	児童福祉課長 水本 俊明	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I, 5、②所属長	児童福祉課長 水本 俊明	児童福祉課長 木ノ下 吉正	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I, 5、②所属長	児童福祉課長 木ノ下 吉正	児童福祉課長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	I, 7. 請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I, 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年6月10日	I, 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法律上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年6月10日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年6月10日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月21日	I, 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	就学前児童の認定こども園等への申込受付等保育業務全般の一体的運営、保育の必要性の認定情報の管理、施設事業者の管理及び給付費の支払管理事務を行う。	就学前児童の保育の給付等に係る認定の申請を受け、保育の必要量を認定するとともに認定決定通知等の交付を行う。また、認定期間中、定期的に認定こどもの保護者の就労状況等の確認を行う等、認定管理を行う。 その他、特定教育・保育事業施設の利用調整、保育料の算定、施設事業者の管理及び給付費の支払い管理業務等を行う。 番号法第19条第8号に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	I, 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第94項並びに子ども子育て支援法第20条	番号法第9条第1項 別表の127項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	番号法の一部改正等
令和7年10月21日	I, 4. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携② 法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二項番116項	番号法第19条8号	事後	番号法の一部改正等
令和7年10月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	あんしん福祉部 児童福祉課	教育委員会事務局 子ども未来課	事後	機構改革に伴い修正
令和7年10月21日	②所属長の役職名	児童福祉課長	子ども未来課長	事後	機構改革に伴い修正
令和7年10月21日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	あんしん福祉部 児童福祉課	教育委員会事務局 子ども未来課	事後	機構改革に伴い修正
令和7年10月21日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	五條市あんしん福祉部 児童福祉課 奈良県五條市岡口1丁目3番1号	五條市教育委員会事務局 子ども未来課 奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	機構改革に伴い修正
令和7年10月21日	II しきい値判断項目1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	II しきい値判断項目2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。